

平成24年度福島県 一般会計 歳入歳出決算審査意見 特別会計

第 1 審 査 の 概 要

1 審査の対象

平成24年度福島県一般会計

平成24年度福島県公債管理特別会計

平成24年度福島県土地取得事業特別会計

平成24年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計

平成24年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計

平成24年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計

平成24年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計

平成24年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計

平成24年度福島県港湾整備事業特別会計

平成24年度福島県流域下水道事業特別会計

平成24年度福島県証紙収入整理特別会計

平成24年度福島県奨学資金貸付金特別会計

2 審査の期間

平成25年8月5日から同年9月3日まで

3 審査の手続

平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書などの審査に当たっては、

(1) 決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であるか

- (2) 予算の執行は、議会の議決に沿い、かつ、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、効率的、合理的に執行されたか
- (3) 財務に関する事務は、関係法令に準拠し適正に執行されたか
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われたか

などを主眼として、関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、必要な資料の提出を求めて関係部局の説明を聴取し、併せて定期監査及び例月出納検査の結果をも踏まえて慎重に審査を行った。

なお、昨年度、財務会計事務の不適切な事例が判明したことを踏まえて、今年度の定期監査において、財務会計における執行体制、内部牽制を重点検証事項として定め、調査・検証を行っている。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、関係諸帳簿、証書類及び県指定金融機関発行の公金・収支現在高報告書の計数と符合しており、相違ないことを確認した。

また、予算の執行、財務に関する事務及び財産の管理については、一部に改善又は検討を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

2 意見

(1) 決算の状況

ア 一般会計

平成24年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入が1兆8,106億7,409万5,488円、歳出が1兆5,984億5,795万4,794円となり、前年度に比較して、歳入で21.2%、歳出で28.9%それぞれ減少した。前年度に比較して一般会計歳入歳出決算額は減少したものの、引き続き東日本大震災及び原子力災害等の対応に係る事業費が極めて多額になったことなどにより、例年にない決算規模及び歳入・歳出の構造となっている。歳入では、県税、繰入金及び繰越金が増加したものの、国庫支出金が減少し、歳出では、災害救助費に係る扶助費及び復興・再生に係る基金の積立金などが大幅に減少している。

歳入決算額の財源別状況では、自主財源で中小企業制度資金貸付金などの元利収入に係る諸収入が減少したものの、県民税や事業税などの県税、福島県民健康管理基金繰入金をはじめとする繰入金、繰越金等の増などにより、前年度に比較して44.2%増加し、構成比も20.8ポイント増の45.8%となった。

一方、依存財源では、東日本大震災及び原子力災害等の対応事業に係る国庫支出金、特別交付税に係る地方交付税及び県債の減などにより前年度に比較して21.2%の減少、構成比でも20.8ポイント減の54.2%となった。

歳出決算額の性質別状況では、義務的経費で災害救助費に係る扶助費が大きく減少したことから、前年度に比較して21.7%減少したが、構成比では2.6ポイント増の27.8%となった。投資的経費では、前年度からの繰越事業費が多額となったことに伴う災害復旧事業費や普通建設事業費の増加により、前年度に比較して16.7%の増加、構成比では4.6ポイント増の11.9%となった。また、その他の経費では、復興・再生に係る基金の積立金の減などにより、前年度に比較して36.5%の減少、構成比では7.2ポイント減の60.3%となった。

この結果、歳入歳出差引額は2,122億1,614万694円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は78億7,512万2,630円の黒字となっている。この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額に財政調整基金への積立金及び地方債繰上償還金を加算し、財政調整基金からの取崩額を差し引いた実質単年度収支額は、237億8,961万4,324円の黒字となっている。

イ 特別会計

公債管理特別会計など11特別会計合計の歳入歳出決算額は、歳入が1,057億4,273万762円、歳出が970億928万9,569円となり、前年度に比較して、歳入で28.7%、歳出で29.4%それぞれ減少している。

これは、小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計で、東日本大震災及び原子力災害の被災中小企業に対する貸付金の原資が、平成23年度限りにおいて計上されたことにより大幅に減少したことによるものである。

この結果、歳入歳出差引額は87億3,344万1,193円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は44億9,354万2,538円の黒字となっている。

(2) 歳入の確保

ア 収入未済額の状況

一般会計及び特別会計（各々、国庫支出金分を除く。）の収入未済合計額は98億6,038万円で、前年度に比較して9億7,848万円、9.0%減少している。

一般会計では、県税の収入未済額が前年度に比較して9億2,067万円、15.3%減少して51億1,162万円となり、そのうち個人県民税の滞納額は、前年度に比較して5億9,964万円、13.9%減少して37億1,299万円となっているが、県税全体の収入未済額に占める割合は72.6%と依然として高い。

また、税以外の収入にあっても、県営住宅使用料1億5,238万円、道路橋りょう維持費負担金2,873万円、児童福祉施設入所費負担金4,866万円、広域農業開発費負担金2,852万円など、合計で34億4,534万円の収入未済が生じている。

次に、特別会計では、中小企業高度化資金貸付金10億2,018万円、母子寡婦福祉資金貸付金1億4,487万円、農業改良資金貸付金4,397万円など、合計で13億341万円の収入未済となっている。

イ 収入未済の縮減と発生防止

収入未済については、各関係機関とも組織的な徴収対策に努めたものの、依然として多額の収入が未済となっているため、引き続きその縮減や発生防止などに取り組む必要がある。

自主財源の柱である県税については、今後も厳しい財政状況が続く中、税負担の公平性を維持し財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済の縮減を積極的に図る必要がある。

特に個人県民税の収入未済の縮減については、県税における徴収対策の最も重要な課題となっており、福島県地方税滞納整理推進会議などの活動を通して、市町村との緊密な連携をより深め、直接徴収制度や相互併任徴収制度の積極的な活用などの取組をさらに強化されたい。

また、県税以外の収入未済については、負担の公平性・公正性を堅持する観点からも、徴収のマニュアルを整備し、滞納者個々の実態に即した適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じて収入の確保に一層努力されるとともに、今後とも公平性や財源確保の観点からも返済義務の周知徹底を的確に講じるなど新たな収入未済の発生防止を図られたい。

ウ 不納欠損額の縮減

一般会計の不納欠損額は4億7,245万円で、前年度に比較して824万円、1.8%増加しており、その主なものは、県税の4億3,479万円、使用料及び手数料

料の1,592万円、延滞金、加算金及び雑入に係る諸収入の1,315万円などである。今後とも、財源確保の観点からも、債務者の財産状況等の把握を徹底するなどの債権管理を行い、時効等による債権の消滅、債権の放棄などの不納欠損処分に至らぬよう、適切な対応に努められたい。

(3) 財務事務の適正な執行

ア 事務処理能力の向上、適切な執行体制及び内部牽制機能の確保

財務事務の執行については、収入・支出事務、契約事務、許認可事務及び職員手当の支給事務などに不適切な事務処理を認め、定期監査等において、指摘事項などとして速やかな是正・改善を求めてきたところである。

これらの多くは、制度改正の周知不足や職員の財務関係諸規程の理解不足等に起因するものと認められるが、特に平成24年度においては、財務会計事務の不適切な事例が判明したこともあり、今まで以上に会計職員研修や監査結果の周知などにより職員の資質の向上を図るとともに、チェック体制の充実、その運用及び進行管理の検証などを通じて適正かつ的確な財務事務の執行に努められたい。

イ 庶務システムの適正運用

給与及び旅費事務などの庶務業務については、職員及び決裁権者のチェック不足による入力漏れや支払い遅延などが認められたので、今後とも、各所属において、チェック体制の強化を図り、適正な事務の管理に努められたい。

ウ 県有財産の適正管理

県有財産については、福島県県有財産最適活用計画に基づき、未利用財産の処分等を推進するとともに、公用車や職員公舎等の集約化・一元化による効率的・効果的な管理により一層努められたい。特に、被災した物品の更新、放射能測定機器の購入などにより重要物品が増加しているため、その適正管理及び有効活用に努められたい。

基金については、前年度に比較して342億5,391万円、3.4%減少しているものの、年度末現在高は9,666億9,541万円と依然として多額となっていることから、その設置目的に沿った適正な管理及び有効な活用に努められたい。

(4) 総括

本県の財政は、歳入については、震災復興特別交付税が平成24年度に引き続き地方交付税総額と別枠で確保され、県税収入が復興事業の進展を反映して増額が見込まれるものの、依然として一般財源総額の確保が厳しい状況であることから、「原子力災害等復興基金」を始めとした各種基金を有効に活用し、必要な財源の確保を図られたい。

一方、歳出については、復興・再生に向けた更なる財政需要に加え、社会保障関係経費など義務的経費の増加が見込まれることから、内部管理経費の節減や部局連携による事務事業の効率的な執行に努められたい。

さらに、後年度の財政負担となる県債残高が1兆3,536億円余と依然として多額のまま推移するなど、引き続き厳しい状況にあることから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化判断比率などを考慮した健全で柔軟な財政運営に今後とも努められたい。

また、歳出の翌年度への繰越については、復旧・復興工事などに係る繰越事業費が3,186億円、不用額が416億円と多額に上っていることから、より計画

的な事業管理及び適正な事業執行に努められたい。

これらを踏まえ、極めて厳しい財政状況においても福島県復興計画に基づく一日も早い復興・再生の実現を図るとともに、東日本大震災及び原子力災害後に深刻化が懸念される人口減少や高齢化問題への対応のため、あらゆる方策を講じて財源を確保し、部局や課の枠組みにとらわれることなく、組織横断的な視点で連携を図り、福島県復興計画に掲げる重点プロジェクトなどを優先的に取り組み、早期復旧と復興が成し遂げられるよう、事務事業の効率化の徹底を図られたい。